

令和2年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月9日（水曜日）

10時00分開議

14時15分散会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
産業建設課長	片岡伸二	会計管理者兼出納室長	下久保幹夫
教育次長	古味実	仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪内武則
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀地域振興課長	神岡孝司
池川地域振興課長	大原成彦	監査委員	隅田恒盛

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について原則3回までとしておりますので、ご協力をお願いします。

通告第1号、議席番号4番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○4番 通告第1号、議席番号4番、片岡智準、質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、せんだって台風10号で被災された皆様方のお見舞いと、一日も早い復旧についてご祈念申し上げておきたいと思えます。

それでは、本題の質問のテーマに入らせていただきます。

私の質問は2点ございます。まず1点目は、コロナ禍における教育の在り方についてということで質問をいたします。

新型コロナウイルスは世界的に蔓延し、人類に等しく影響を与えています。このコロナ禍の中で悲観ばかりして生きるのか、この環境を転機として生きるかによって、先々の人生に大きな隔たりが生まれます。特に、将来を担う小中学生には計り知れない格差が生まれると思えます。

この子供たちの道しるべとなるのが今後の教育です。本町では、地域を優先した目先の結果に重点を置くのか、あるいは応用力、対応力を身につける体験を通じた長期的な展望に立ってするのか、子供たちを指導していく教育の在り方について、本町のご意見をお聞きしたい。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの片岡智準議員のコロナ禍における教育の在り方についての質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、これからの時代を担う子供たちに求められておりますのは、知識の豊富さよりも応用力や対応力だというふうに言われております。そして、それらの能力を身につけるために、新しい学習指導要領が今年度から小学校で、来年度から中学校で実施を

されることとなっております。

その学習指導要領の基本方針として、まず、子供たちが未来社会を切り開くための資質、能力を一層確実に育成することを目指し、子供たちに求められる資質、能力とは何かを社会と共有し連携する、社会に開かれた教育課程を重視するということがうたわれております。これは応用力や対応力を身につけるということに当たると思われます。

次に、知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等のバランスを重視し、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することがうたわれております。これは学力、知識の習得に当たります。

また、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育、健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとされております。これは心と体の健全な育成に当たります。

これらを実践することによりまして、自ら考え、自ら課題解決のできる社会貢献度の高い人材を育成することを目指しております。本町におきましても、この学習指導要領に基づいて学校経営を見直し、授業改善を行って、知・徳・体のバランスの取れた人材育成を進めてまいります。

また、総合的な学習や社会科見学、職場体験学習など、社会活動を通して生きる力を育む教育も継続的に行ってまいります。今後におきましても、地域の人材を活用した教育や、広い視野を持てる学習なども取り入れて、実社会で求められる能力を育成し、併せて学力向上にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。片岡智準君。

○4番 ただいま教育長から理想を答弁いただきました。確かに学習指導要領にも応用力、対応力ということ、そして知識、学力の習得、それから3番目には道徳教育と、いいことづくめで進められる、今のところはそういう予定です。

しかし、現実問題、文科省が学習の現在の能力値を測るときに、試験という制度を通じて、試験の結果がよければ非常にええような評価を受け、それが悪ければ評価が低いみたいな言われ方です。しかし、応用力、対応力は、そういった試験で本当のそういうものは分かりません。

だから、あえて私がこの質問をしたのは、確かに知識なんて、今、家において、1か月に50冊単位で子供に本を読ませたら、少なくともとんでもない知識を皆、子供は身につけ

ます。しかし、応用力、対応力、これはせんだっての世界の報告の中では、日本が健康は第1番。しかし、そういう学力に関しては27位。世界の27位なんですよ。

ちなみに日本で言えば、1番が福井県なんですよ。福井県が1番。わし、東京が1番かと思ったら、東京じゃなくて福井県が1番。東京は3番です。

何でそんなことになったのかなとよくよく考えたら、ご存じと思うんですけど、福井県は、メガネフレームを作る日本のシェアの90%以上が福井県の鯖江で作っています。それと鯖江、福井県では、漆器やら、繊維産業やら、そういったものが非常に盛んな、ある意味では職人さんの町です。そういう職人さんが多いというのは、子供たちの目の触れるところでそういう活動がされていて、それを子供たちが見て、聞いて、いわゆる応用力、対応力を養っているのではないかなと。これはあくまでも私の推察なんです。

ということは、確かに目先の知識を上げるだけやったら、本を読めば何ぼでも知識が入りますが、しかし、子供の応用力、対応力というのを向上させるためには、どうしても、やはり一日一日でできるものではなくて、一朝一夕でできるものではなくて、結果として長年の見聞きしたものを、それを体として覚えていく、そういうのが応用力や対応力ではなかろうかなというふうに、私なりの経験でも思います。

だから、目先の学力だけに捉われんと、どうしてもそっちへ行ってしまうんですけど、それに捉われんと、対応力、応用力を養うために、今後の教育はその指導要領に若干逆らうかも分かりませんが、農業、林業、鉄鋼業、土木業、それぞれの現場を子供さんに見せて、確かにどれ一つ取っても勉強になりますよ。私もユンボの操作は知りません。知りませんが、細かいユンボの手先の微妙なこと、何かエキスパートになってきたら、お酌もできる、箸もつかめるみたいな、そこまで技術が向上するらしいです。というのは、それは本を読んで勉強しただけで、机上でできるものではありません。その結果が応用力や子供の対応力を高めるものではないかなというふうに思います。

指導要領、大切なこの3要素は確かに非常に大切ですけども、仁淀川町の子供は学習ではなくて体験学習。見学でええんですよ。そういうがにウエイトを置いてやっていただいたら、少々の子供、字を読むのは嫌な子でも、そういう作業現場というのは見れば楽しいもんで、いつの間にか身についていきますので、それを努めて多くやっていただきたいなというふうに思います。

2問目、終わります。

○議長 執行部の答弁。竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの片岡議員の再質問にお答えをいたします。

確かに片岡議員がおっしゃるように、そうした地域における、地域社会を子供たちが見るということは非常に重要なことだと思います。

先ほど申し上げました学習指導要領も、社会に開かれた教育課程というのが、まさにそういったことを想定していると考えております。今までは教室の中で、先生が教科書に書いてあることを一方的に教えるというような形でしたけれども、これからは様々な、地域社会が学校経営にも参画をしていこうという考え方がここに載せられております。

地域全体で子供を育てるという考え方で、現在、コミュニティスクールだとか、チーム学校といった事業の中で、文科省がそういったものを進めております。これがこれから非常に浸透することによって、そういった方向にも行くのではないかというふうに思います。

また、それとともに、現在も森林体験学習だとか、それから社会科見学、それから職場体験学習等も実施しております。今年も森林の林業体験をしたり、それからまた、伝統的なしゃくり漁なんかも体験をするというような、様々なそんな活動も通じて、子供たちに地域社会がどんなふうに動いているのか、どんなことが仁淀川町にあるのかといったようなことも知っていただくように努めたいと思います。

それから、最終的には、やっぱり試験は学力ですので、それは一定、学力の評価には必要なことだと思いますけれども、全国学力テストも基礎的な問題から、今度は応用力な問題へとシフトしていくというふうに聞いておりますので、試験問題自体が、そういった応用力、対応力を試す試験が増えてくるのではないかというふうに思っておりますので、そういったこともいろいろ、様々なことを見ながら、なお地域社会と一緒に子供が育つような方策を考えていけたらと思いますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

○議長 再々質問はありますか。片岡智準君。

○4番 2点だけお願いしておきます。

まず1点目は、コロナ禍というところが1つのポイントなんです。学校休み。仁淀川町で学校を休んでいかないかんほど、皆さん今日マスクしていますが、誰と会うたか分からんのでしゃあないかなというふうに思うんですけど、コロナは1匹もいないんですよ。別に学校は本来休まいてもええですよ。

しかし、学校という1つの密閉空間で授業するってして、何か起きたときは、やはり批判も出ます。しかし、体験学習をするのは今なんですよ。いつやるのでもない、今のコロナの時期。コロナは恐らく終息なかなかしませんので、今、それをやっていただきたい

というのが1点。

2点目は、教育長やら次長やら、ここにおられる方はそういう認識を持ってきています。しかし、実際、現場の先生の認識は、やはり学習というところにどうしてもウエイトが行きがちで、だから、現状の認識の共有というのは、やはりしっかり、再三、口酸っぱく言うていただいて、やはり体験、対応力、応用力を身につけるのは体験が一番なんだというような認識を、教育長や次長やらと同じ認識になるように、先生の意識を高めていただきたい。そしたら、先生が休みや休みや言うて嘆かんと、たまには子供を連れていってくれます。

鮎の体験を見に行きたかったら、議長、若藤議員のところへ行きゃあ、鮎の体験を見られますし、それから、今回、教育委員で申請が出ています片岡あかりさん、あのあかりさんは紙すき職人です。そんな方が教育委員におられるわけですから、ちょこちょこ連れ出して行くのも可能やないかなというふうに思いますので、いつも、毎日毎日が休校ではなくて、そういう機会を先生にも持っていただけるような時間をつくっていただきたい。

以上、2点をお願いして終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの片岡議員の再々質問にお答えをいたします。

今年の年度当初から、コロナということで随分、学校も臨時休業になったわけですが、私たちも、それから学校も、できるだけ子供たちにはそういう体験学習等をさせてあげたいという思いで、何とか今までできる限り、今年度も体験学習をしてまいりました。また、修学旅行もできれば行かせてあげたいという思いで、今、取り組んでおります。

ただ、これはコロナという特殊事情の中で、やはり保護者の思いだとか、様々なこともありますし、単純に強制はできないわけでございますので、その辺は慎重に考えていかなければならないと思っておりますので、その辺はご理解を頂きたいと思っておりますが、できる限り、そういった形で体験学習等は重視をしていきたいというふうに思っております。

また、総合的な学習の中でも、今おっしゃられました紙すきの体験にも行かせていただいたこともあります。それから、しゃくり漁でも、若藤議員にも大変お世話になったところでございます。そういったことも含めて、できるだけ仁淀川町を深く知る、そういった活動を通して、子供たちに地域社会を見ていただくということをしていきたいと思っておりますので、そういったことは学校とも協議をしながら、情報共有をして何とか取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

片岡議員の2問目へ行く前に、先ほどの質問で個人名が出てきましたので、会議録については調整させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、片岡議員、2問目の質問、よろしく。

○4番 それでは、2問目の質問をさせていただきます。2問目は、子育て世代に対するカウンセリングと支援策についてというテーマでお尋ねいたします。

本町における一般的な成人の平均所得は年間240万円と言われております。他県の平均よりは低い水準で推移しております。つまり、子育て世代の年齢では、夫婦共働きでなくては生活していけない。つまり、共働きが必須の条件で、子供の出生に大きく影響を及ぼしているのではないかと懸念されます。この点を踏まえて、若者世代に子供が生まれた場合、本町では物心両面で、最大限、どの程度まで支援策を考え、対応を予定しているのか、考えをお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 片岡智準議員の子育て世代に対するカウンセリングと支援策についての質問にお答をさせていただきます。

本町の子育て世代への支援策としましては、出産時には出産応援手当が支給されます。病気、けがなどで医療が必要な場合は、ゼロ歳から高校卒業まで、医療費の自己負担分を助成する制度があります。小学校、中学校に入学時には入学応援手当が支給されます。高等学校へ本町から通学される場合は高等学校等通学給付金が支給されます。また、奨学金の充実にも努めてきたところであります。以上のような経済的支援により、子育てがしやすい環境整備を行ってきております。

また、平成28年度には子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターを、これは保健師でございますけれども、配置しております。母子手帳交付時に面談させていただき、個別の支援プランを作成し、保健師の訪問指導、助産師による母乳相談、産前産後の訪問指導を行っております。また、乳児健診の充実や地域子育て支援センターでの相談業務など、安心して子育てができる体制を整えています。昨年度からはファミリーサポートセンター事業を開始し、送迎や一時預かりに困っている保護者に対し、サービスを開始しております。

今後におきましても、安心して子育てができる体制とするため、母子保健サービスと子

育て支援サービスを一体的に提供できるよう体制を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問はありますか。片岡智準君。

○4番 ただいまの町長の答弁でほぼ完璧やなというように思います。

ただ、経済的な面ではいろいろ、それぞれの段階で手厚く応援をしておりますが、ファミリーサポートセンターのサービスの内容で、例えば町内の保育所へ行くのに、町内で働いていて、仕事をしもって、朝、子供を保育所、サポートセンターへという、サポートセンターは子供を預かるかどうか、ちょっと承知してませんが、いわゆる保育所へ預ける、その時間が、朝、早朝やとか、また、仕事によったら夕方という人が、町内の方やったら、ちょっと合間でも迎えに来たり、送り迎えができると思うんですけども、全部が全部、結婚して町内で働いているわけではなくて、他の町村で働いている方がおられるというように、私も承知しております。

ということは、早い時間とか遅い時間なんかでの対応も、それはある程度、融通、特別に、特別という言葉はちょっと語弊が分かりますけど、融通して見ていただけるか。そこら辺りの点を、ファミリーサポートセンターの対応の範囲というか、限界というか、そこら辺りをちょっと聞かせていただきたいなと思います。町長が分からなかったら、健康福祉課か教育委員会になるのかな。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁。竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの片岡議員の再質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターですけれども、保育所への送り迎えとか、小学校でもいいんですけども、そういった送迎のほかにも一時預かりということができますので、例えば子供を預けたい方と預かる側とが協議をして、可能であれば、お互いがオーケーであれば事前に預かって、保育所の時間になったら保育所へ送り届ける、また、保育所のお迎えに行くと、一定時間預かりをするというようなことが可能になりますので、保護者が朝早くても、夜少し遅くても、対応ができることになっております。ただ、これは双方の了解によって契約が成立するということになっておりますので、そういう場合はできます。

それから、町外に住所がある方につきましては、仁淀川町のファミリーサポートセンターの利用はなかなか難しいと思いますけれども、それぞれの町で、今、ファミリーサポートセンターが立ち上がっておりますので、そちらのほうで申し上げていただければいいのかなというふうに思っております。

○議長 再々質問はありますか。片岡智準君。

○4番 ちょっと細かいことでお尋ねしたいんですけども、子供のことで、急な発熱とか、とにかくこんなコロナの時期やったら、急に発熱、あり得ることなんですけど、そういったことの対応は、当座は病院やらは連れていけるものなのか、それはちょっとどうなんかなと私自身も思いますけども、早急に親に連絡して、どうしても。けど、親がどうしても、今、手が離せないとかいうようなときやったら、対応的に、ここであれば、病院も近いことですので、行けるかどうかと。そこら辺りの微妙なところは、そのときにならな分からんかなという気もしますけども、若干の融通を利かせてもらえるものなのか、そこら辺りをちょっと、細かい点ですけど、お尋ねしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの片岡議員の再々質問にお答えをいたします。

そういった病気の場合の対応ですけども、その病状の状況にもよるとは思いますが、基本的にはそうした病院へ連れていくということができると思います。ただ、家庭で看病をするということになると、これはなかなか、預かって看病ということとはできないと思いますので、病院への送迎というようなことは可能であろうと思いますので、その辺も利用者同士が協議をしていただいて、やりましょう、やってくださいということが契約できれば、やれると思っております。

以上です。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了します。

通告第2号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 通告第2号、議席番号5番、大野です。議長の許可を頂きましたので、2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、光ファイバーの普及状況についてお伺いをいたします。

本町は、光ファイバーの普及に平成29年度より事業に取り組んできております。町内全域が利用できる状況とはなっておりません。今、国はコロナ感染対策の一環として、令和3年度末までに光ファイバーの未整備地域を解消するため、総額で530億円の補正を計上して、全地域で対応できるよう支援するとのことでございます。

そこで、町内の現在の光ファイバーの施工状況と、今後、国の方針に対してどのような取組をするのかをお伺いいたします。

そして、2点目としまして、携帯電話が利用できない地域についてお伺いをいたします。

現在、町内において、いまだに受信できない地域があるのかをお伺いします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 大野弘議員の、まず、光ファイバーの普及状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成29年度から平成30年度にかけて、高知県情報通信基盤整備事業補助金及び仁淀川町情報通信網整備事業補助金とNTT西日本高知支店の事業者負担金を充てて、対象世帯2,172世帯、76地区の整備を、総事業費3億8,456万3,000円、うち補助対象事業費は3億1,360万円で整備を行ってまいりました。

事業費内訳としまして、県補助金、これは補助対象事業費の10分の1になりますが、3,136万円、それから、町の補助金が2億8,224万円、NTT西日本が、補助対象外経費に当たる、その他運用費分の7,096万3,000円を負担していただいて、整備ができたところであります。

令和2年3月末の加入状況でございますが、対象世帯のうち、NTT西日本フレッツ光への加入状況は648世帯、30.3%でございます。

今回、総務省におきましては、オンライン事業やテレワークなどの新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、全国への光回線の整備計画を2年前倒しして、令和3年度末までにほぼ全世帯で利用できるように、約530億円の補正予算が計上されております。本町では、710世帯、69の地区が光回線の未整備状態となっております。

国の高度無線環境整備推進事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備する計画で検討しておりましたが、見積りによりますと、総事業費が10億円、そのうち補助対象事業費が7億円となり、その事業費内訳は、高度無線環境整備事業推進事業費補助金、これは国庫補助でございますが、補助対象事業費の3分の1ということで2億3,300万円、それから、コロナ対応の臨時交付金が、これは国庫補助金の8割ということで1億8,600万円となっております。

そうしますと、町の補助金として2億8,100万円が必要な状況になっております。それに、前回、事業者負担していただいた、その他運用費分の補助対象外経費3億円につきましては、今回の事業では、通信事業者のサービス提供困難エリアについては、必要となるコストを全額自治体が負担することが条件となる民設民営化の整備となっております、有利な起債を活用した場合でも、町の実質負担額は約3億8,000万円余りになってまいります。

通信事業者においても、今回の計画箇所の回線維持にかかるコストや費用対効果が不透明など、整備に難色を示しておりまして、さきの高知新聞には、仁淀川町の方針として、「国の補助活用の方向、技術的な困難エリアを除いて整備」と掲載をされました。しかしながら、町の厳しい財政状況を踏まえると、整備費用が増大した当計画では、町の実質負担が多額になることから、町の負担額が抑えられる補助事業等を引き続き検討してまいりたいと考えておりまして、今回の整備は見送ることとさせていただいております。

光回線未整備地区の喫緊の対策といたしましては、新型コロナウイルス対応臨時交付金を活用して、パソコンやスマートフォン、タブレットなどWi-Fiに対応している端末をインターネットに接続できる小型の電子機器、モバイルルーターなどの購入費補助金を拡充するよう、今議会に補正予算案を計上させていただいております。

また、この電子機器等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、町内小中学校のオンライン授業でも活用するよう、購入を計画しております。

光回線の整備につきましては、今後も検討してまいりたいと思っておりますが、なかなか、いろいろ課題があります。非常に集落が散在しておりまして、この全てに末端まで引くということになると、相当の、この後の維持経費から含めても、事業者もなかなか前向きに取り組んでいただけないということもございまして、今後、いろんな補助制度などを活用しながら、やはり順次、緊急を要するような箇所から順に整備していくか、段階的にやっていかないと、一挙にというのはなかなか難しいかなという状況でございます。

次に、携帯電話を利用できない地域についてのご質問がございました。現在、町が把握している携帯電話の不感地域は、吾川地域では上久喜の一部、仁淀地域では太郎田地区の一部、白石川地区、都地区の一部、池川地域では椿山地区、瓜生野地区、檜谷地区、檜山地区の一部、吉ヶ成地区の9地区でございます。

今年6月末に鳥形山に基地局が完成して、太郎田地区の一部や石灰石採掘関連事業所等が通話可能となりました。今後も、高知県や携帯電話事業者へ要望や働きかけを粘り強く行いながら、通話可能エリア拡大実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、鳥形山の基地局についてですが、これも長年かかって要望しておりました。ようやくできたかなというところございまして、なかなか事業者も、それぞれ当たっていますけど、なかなか予算も要するというので、採算的なものもあって、なかなかすぐに設置をするということになっておりませんが、今後の状況を見ながら、

粘り強く要望もしてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問はありますか。大野弘君。

○5番 ありがとうございました。

かなり経費はかかるとは思います。しかし、今、全国で、コロナ感染で生活環境が大きく変わってきております。企業では自宅で仕事をするテレワーク、教育現場ではオンライン授業、医療機関ではオンライン診療ができる仕組みづくり等、今や欠くことのできないネット社会となっております。この光ファイバー整備は大変重要な事業だと思います。

また、コロナ禍で、都会より感染リスクが少ない地方に移住を希望される個人や企業も、光回線が整備されていれば、移住についても検討されるのではないのでしょうか。本町にとっては大きなメリットになると思います。今後とも、光ファイバーの設置について積極的に取り組んでいただきたいと思います。再度、町長のお考えをお伺いします。

2点目でございますけれども、昨年12月に、同僚議員から不感地帯へのアンテナ設置という質問で、町長の答弁では鳥形山のほうに設置するというような答弁でございまして、今お聞きすると設置できたというようにお話でございすけれども、せんだって、その地域の方から、いまだに利用できないがというようにお話を聞いたもので、この質問をさせていただきました。光ファイバーは携帯電話においてもなくてはならない事業となると思います。この事業についてもお伺いをいたします。

2点目は以上です。

○議長 執行部、大石町長、答弁。

○町長 大野弘議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、質問にございましたように、光ファイバーは本当に地域にとっても大変重要な、これからの社会をまた受け入れていく上で、非常に重要な施設だと思っております。それもあって、国も前倒して令和3年度末に整備を目指しておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、非常に本町の場合は、標高100mぐらいから700mぐらい余りの間に非常に集落が散在しておりまして、末端まで各戸に引くということはなかなか、現在のところは一挙に厳しいかなと。

というのは、事業者にもいろいろお願いしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり将来のコスト的なもの、維持コスト、やはりこれの負担をしていかないと、なかなかやっていけないということで、今回の見積りでも3億円ぐらいは要ると、こうい

う見積りが来ておりました、これを負担する、これはなかなか国の補助、あるいは起債にも該当しませんので、この辺りをどうしていくか、非常に我々も頭を悩ませておるところでございます。

せんだって知事との懇談会もございました。栲原町は今、全戸引いていますが、こことは違って、非常に国道、幹線道路沿いの集落が多いものですから、あそこの場合はそれができたと思っておりますが、ただ、単線で引きますと、倒木、それから土砂崩れとか何かで、非常に切断される事態が多いと。それから、火事があった場合には、それによって焼けて、そこで切断されるというような事態があって、非常に緊急時にも全く使えなかったと。栲原町は今、IP電話とかテレビ、あるいは行政放送、行政無線放送もやっているんですが、それが一気に止まってしまうというようなことで、単線でなくて、やっぱりループ化するか複線化する、そこまで考えてないと、いざというときに非常に困るというような質問もございました。本町の場合も、かなり地形的には急峻な山あいを通っていくわけでございますから、そういった問題もかなり出てくるのではないかと思っております。

現在のところはいろいろ研究もしていただいておりますが、モバイルルーター、これでも十分通常の、あるいは携帯電話が入るところであれば、十分そこで使用ができていくというようなことを聞いておりますので、そういったところへも手当てをしながら、今後考えてまいりたい、このように思っております。

それから携帯電話について、まだ一部、太郎田地区でも入らないところがあるということでございますが、このあたり、また現地の状況も把握させていただいて、可能であれば、そこら辺りの対応もしていただくようなことも要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再々質問はございますか。大野弘君。

○5番 3回目の質問をさせていただきます。

携帯電話については、いろんな場所で利用できるように早急に対応していただきたいと思っております。

また、光ファイバーの設置について、県知事もできるだけ整備に向けて、地域に、そういう設置について、できるように促していくというようなお話も聞いております。今後におきましても、県とも十分連絡を取りながら、積極的に推進をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 大野弘議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今ありましたように、携帯電話もなかなか、仁淀川町全域でというのは非常に入り組んでおるわけでございまして、地形的な面を考えますと厳しい面もあるかもしれませんが、ただ、幹線道路とか、あるいは人家集落周辺、この辺りは何とか入るようにしたいなというふうに思っております。

また、光ファイバーについても、我々も県とも協議をしておりますが、現在のところ、国、県の制度にしても、今度のコロナ対応にしても、先ほど申し上げました将来にわたっての維持コストにかかるその他の経費分、3億ぐらい今回も要するという事なんですが、これについては全くの補助、起債が当たらない状況でございますので、この辺りをかなり改善していただかないと、非常に我々も、町としても、なかなか対応がしにくいというようなことで、県にもお話もしておりますので、今後そういったところにも、また県にも要望もしていきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長 以上で大野弘君の質問を終了します。

暫時休憩にします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第3号、議席番号3番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○3番 議席番号3番、岡田でございます。議長の許可を頂きましたので、2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、秋葉の宿の委託契約でございますけれども、先ほど秋葉の宿の基本協定書というものを頂きました。その中では、今年度は800万ということで契約をされておるようでございますけれども、その内容についてお伺いしたいと思っております。その内容の中で、契約どおり、契約書どおり実行されているかということもお聞かせを願いたいと思っております。

1回目は終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の秋葉の宿委託契約についての質問がございました。お答えをさせていただきます。

秋葉の宿につきましては、平成29年度の5月から休業されておりました。その後、平成30年度から1年間、そして平成31年度から3年間の指定管理者に管理委託をしております。管理料は、先ほど質問にございましたように、本年度は800万円という形でございます。指定管理者と町は、仁淀川町観光センター等の管理に関する基本協定書により協定を締結しており、この基本協定により、適正な運営管理に努めていただいております。

平成30年度の利用者は、宿泊者数が大幅な増加となり、80万3,000円の黒字となっております。平成31年度、令和元年度でございますけれども、これは年末からのコロナウイルス感染症の影響によりまして、利用者が大幅な減少となり、13万8,000円ほどの赤字となっております。本年度においても、コロナウイルス感染症対策による休業等の影響もございまして、利用者は大幅な減少が続きましたが、7月、8月については平年並みに近く回復をしてきておる状況でございます。

今後もコロナウイルス感染症対策を施しながら利用者の増加を目指すとともに、施設の適正管理に努めていただくよう指導もしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長 神岡仁淀地域振興課長、答弁。

○神岡仁淀地域振興課長 岡田議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。

基本協定書によりますと、管理実施条件として13項目ほどございます。その中で、施設の管理運営に努めることなどありまして、中に、地元事業者等の積極的活用、地元産品の利用に努めることや従業員の地元雇用に努めることなどがありますが、地元産品につきましては、宴会時に町内の飲食業店から皿鉢料理を取ったりして利用に努めております。

また、従業員の地元雇用ににつきましては、現在3名の従業員の方がおいでますが、3名とも仁淀川町に住所を置き、1人の方は家族3人で森地区のほうに居住しております。この条件に見合った管理が適正に行われておると考えております。

利用状況ですが、平成31年度につきましては、宿泊数が1,471名、それからレストラン利用者が3,558名、それから宴会その他360名、施設利用が197名、合計5,586名の方が利用されております。

利用者数については以上です。

○議長 再質問ございますか。岡田君。

○3番 私はこの問題をなぜ質問したかといいましたら、地元の者から非常に評判が悪いんです。私も食堂に行ってみましたが、お客さんへの対応が悪い、あるいは食

べるものが少ない、連絡しても連絡がつかないというふうな状況を聞いています。そんなことから、これを質問させていただきましたけれども、今の報告を聞けば、今も問題はないというようなことでありますけれども、私はもっと地元の町民の方々、地元の方々の声を聞いて、こういうふうな批判が出ないような運営をしてもらいたい。

今、800万ということでございますけれども、800万の委託管理について、年間800万の支払いをしなきゃならない、あるいは補助を出さなければならない、この根拠がありましたら、この点についてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。神岡仁淀地域振興課長。

○神岡仁淀地域振興課長 岡田議員の再質問に答えさせていただきます。

800万の内訳につきましては、31年度支出でいけば、人件費が725万9,042円、3人分の人件費が入っております。そのほかの食材の仕入れ費401万3,911円と、合計支出が2,402万7,212円となっており、その部分、人件費が多く部分を占めております。

○議長 再々質問は。岡田良成君。

○3番 今言う、その800万のいわゆる補助を出さなければいけない根拠について、人件費だとか、あるいはその仕入れだとかというふうな話がございましたけれども、私はやはり、1つの企業に委託をしてあるんで、もう少し企業努力をしてもらいたい。その800万の根拠は分かりにくいというふうに思います。

それと、今言うふうに、地域からの苦情は出てないかということでございますけども、私は地域の方々からそういう声を聞いておるということに対しての質問でもありますので、担当課長、そしてまたこの職員の方々、観光センターの状況を把握しておるのか、あるいは実際にそこに行って食事をしたことがあるのか、まずその来店をしたことがあるかをまず課長にお伺いしたいと思います。課長も来店したときの思いがあったら、ここで皆さんにご報告をしていただきたいと思います。

3点目、最後です。

○議長 仁淀地域振興課長、答弁。

○神岡仁淀地域振興課長 岡田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

企業努力としましては、インターネットを通じて旅行予約サイトに掲載して、全国から旅行者を迎えたいという営業努力等はしておりますし、また、外国人を呼ぶためにインバウンドを利用してやっておりましたが、こちらのほうはコロナウイルスの感染症の影響で現在はストップしておりますが、そのような努力はある一定しております。

また、レストランへ行ったかというご質問ですが、すみません、営業自粛等があった関係で私自身は行ってないんですが、職員に聞くと、やはり食事の質は少し落ちているんじゃないかということを知っています。

また、レストランの利用者が大分減っているのは事実でございます。今後、指定管理者と何かいい方法はないかということで検討してまいりたいと思います。

○議長 岡田良成君、もう1回だけ。

○3番 私は今、契約書、基本協定書を読みました。連絡調整、第50条、甲と乙は管理業務を円滑に実施するため、業務状況報告、情報交換及び業務の調整を図るための会議を定例にて行うものとするというふうな条文が入っておりますけれども、この件について、定例的に会議をやっているかについてお伺いをしたいと思います。

○議長 仁淀地域振興課長。

○神岡仁淀地域振興課長 岡田議員のただいまのご質問にお答えいたします。

定例的に業務状況の報告書は、毎月、人数とか金額が入ったものを受けており、その場で会議等になるか、面接して行っております。

○議長 岡田良成君、2問目、行きますか。

○3番 それでは、2問目をお伺いしたいと思います。

若者定住住宅ということで、池川の竹ノ谷、若者定住地購入費、造成費、約8,000万近く投入をされております。この土地につきましては、それぞれ論議をされまして、そしてまた、これ以上に造成費を入れるということで論議をされたことがあります。これは今以上の、8,000万以上の造成費をかけるということの議論でありました。そのときに、造成しても、定住してくれる者がなきゃあ何にもならんということで論議をされたような記憶があります。そこでアンケートを取ったときに、1名しか希望者がなかったというような話もありました。

その後において、あそこの地区においては、土地災害特別警戒地域、レッドゾーンということで調整をしておると、調査をしておるとというのが執行部の答弁でございました。その後、何も議会にも報告なく、そのままの状態になっておるとというのが実態であると思っておりますけれども、そういう調査をしたのか、この土地について今後どういうふうにするのか、今まで入れた8,000万の土地を塩漬けにするのか、今後どういう対策をするのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の若者定住用地宅地造成についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、池川竹ノ谷地区の若者定住用地についてでございますが、1工区と2工区がございます。そのうち2工区、これはちょっと奥のほうでございますが、若者定住住宅地購買に関する事前予備調査を2017年3月の広報によど川やホームページで実施しました。ご指摘のように匿名で1名の応募がありました。

また、土砂災害防止法によります土砂災害警戒区域、これはイエローゾーンでございますが、この指定が2017年3月にありました。今年度、新たに土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンでございますが、この指定決定が公表されました。2工区の東側の一部が区域内となっているため、宅地造成等については土砂災害に対する安全基準を満たさなければならない状況となる見込みでございます。

そのため、土砂災害防止法の区域に、レッドゾーンに指定されなかった1工区については、宅地造成あるいは町営住宅を建築できるんじゃないか、こういったことで今現在検討を進めております。これは中学校の近くでございますので、非常に便利もいいところでございます。特にその中で、池川地区でも岩丸住宅、それから有実、この辺りに24戸あるわけでございますが、これが老朽化して、岩丸のほうは全部部屋が空いていますので、これもいずれ取壊しをしていかなければならないと思っておりますが、これは借地にもなっておりまして、その辺りの整理にもかかるわけでございますが、それから有実につきましては、まだ4世帯ぐらい入っておりまして、この辺りもかなり老朽化しておりますので、また、これについても、今後、別の住宅へ移っていただくようなこともしながら、これも整理をしていかなくちやらんかなと思っております。

それから2工区については、先ほど申し上げましたように、一部レッドゾーンに引っかかっておりますので、どのような活用ができるか、今後検討をしていかなければならない、こういうふうにご検討しております。

そういうことで、今後の状況も兼ね備えながら、どういった住宅がいいのか、その辺りも含めて再検討していきたい、こういうふうにご検討しております。

○議長 岡田議員、私の不手際で申し訳ないが、(2)の川口住宅の件も一緒にやっただくようにお願いします。

○3番 分かりました。今、町長から竹ノ谷についてはご説明がありました。今、これは7年前の話なんですわ。1工区についてはそういうことにするとか、あるいは2工区はそ

ういうこと、もっと具体的に、今、1工区については、宅地の造成ができるだろうというふうな話だと思います。これも、これだけ土地がないというような状況の中で、いち早く宅地造成をして若者定住住宅を建てる。あるいは土地を、今、仁淀でも販売をしましたが、安く提供して、若者が仁淀川町に集まってこられるような状況をつくる。あるいは住宅にしても、10年間もすれば無償であげると。仁淀川町に来てください。あるいはよその町村でやっています。もう既に遅いですがけれども、私はこういうことを思うんですよ、思い切ってやるべきじゃないかと。

そしてまた、今、住宅ができる。私、見てきましたけど、茶畑なんですけど、これも早く造成して、若者がこの仁淀川町で定住できるような安価な土地を販売して、一人でも早く若者に定住してもらいたいというふうに思います。

2工区についても、今、レッドゾーン、イエローゾーンということで検討しよう、ということなんですけども、これも早く、あれだけの土地があるんですから、有効利用できるものはしてもらおうと。全体のものじゃなくても、一部でも早く土地の造成をしてもらおうということが大事だと思います。私は今、仁淀川町に若い者を少しでもという観点から、できるだけ仁淀川町に来てもらう観点から、いち早くそういう造成をお願いしたいというふうに思います。

これは、この建物住宅、8,000万投入してますけども、これは町長だけの責任ではありません。私自身の責任もあります。これは議会議員の責任です。その意味で、これからお互いに共存共栄といいますか、話をしながら前に進めてまいりたいと、このような思いを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと川口の住宅ですがけれども、この住宅につきましても、当然私は賛成をしてまいりました。そのときに4棟建てるというような予定でありました。ところが道路が進入し、土地が少なくなった。今はもう2棟しか建てられないというような状況です。だから私はもっと、そのときの、明確に4棟できるんだからという説明がありました。そういうようなことを考えたときに、やっぱり執行部ももう少し先を見て、状況を判断して土地の購入、あるいは建築に対しても、これからは十分検討してもらいたいということをお願いしたいと思います。

それともう1つ、川口の土地については、今、実際、土地の、宅地として何平米できるのか、何坪できるのか、坪単価に換算したら1坪何ぼぐらい、幾らぐらいになるのか、提示をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えしたいと思います。

池川地区につきましては、今年度、最終的な土砂災害の調査が一定公表されましたので、それを受けて、先ほど申し上げましたように、これはちょうど中学校の近くの茶園のところなんですけれども、その部分については危険地に入っておりませんので、これについては、先ほど質問もありましたように、やはり住宅にするのか、宅地造成をして若者に買っていただくのか、この辺りを検討して整理をしていきたいと思っておりますが、2工区については、確かに最初のような計画はちょっと難しいかもしれません。やはり部分的に、そういった宅地造成ということも考えていかなくちやなんかもしれないと思っておりますが、この辺りを含めて、1工区、2工区共に今後の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

それから、川口につきましては、先ほどございましたように、当初は4棟ぐらい建つのではないかというようなお話もございました。ただ、どうも地形的なもの、宅地を造成した段階でどうしても段差ができて、その辺りを勘案しますと、やはり2棟になります。それで4世帯分のワンルーム、ちょっと広い、大体1世帯が15坪ぐらいになると思っておりますが、その程度の平屋建ての住宅にしようということで取組を進めておまして、今議会にはまず1期工事として1棟2世帯をお願いしておりますので、そこら辺りを実施しながら、今後、順次整備を進めていきたい、このように思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長 細かい数字について、津野町民課長。

○津野町民課長 岡田議員の新しくできる川口定住住宅の敷地は何坪できるかといったような質問に対してお答えさせていただきます。

2棟分の敷地を合わせまして、面積は450平米になります。136坪となっております。

連絡道を建設する部分を除いた建設工事費は3,230万3,308円となりますので、それを136坪で割りますと、その敷地を仕上げるために、坪当たり23万7,524円費用がかかっております。

以上でございます。

○議長 再々質問、岡田良成君。

○3番 池川の土地については、町長の答弁のとおり、ありがたく受け止めました。川口

については、これは先ほど申し上げましたけど、町長の責任だけではない、議会にも責任があります。私にもあります。しかしながら、反省の意味で、今現在この話を聞いたら。

(発言する者あり)

○3番 池川じゃない、黙って聞け。

今も言うふうに、池川のごことは了解。今、川口については、1坪が27万、約28万ぐらいかかると、こういうことなんです。だから、これについても、仁淀川町の土地が28万かかるということとすれば、なかなか大変なことなんです。高知の1等地もそれぐらいのもん、かかります。したがって、これも私が考えるにおいては、やっぱり先の見通しが甘かったというふうに私も反省もしよるんです。

そのような意味で、執行部もしっかり反省するときは反省していただいて、これから仁淀川町の町民のために、仁淀川町に若い者が1人でも入ってもらうために、住んでいただくため、お互いに議会として、私は議会の議員では1名です、1名ですけども、私はこれを今後、町長のこれからの行政の在り方について、賛成するものは賛成していきたい。

しかし、できたことはできたこと。今後、これからこうするという目的を持って、責任を持って、そしてまた、町長は勇気を持って、町民に好かれることざりが仕事ではありません。嫌われることも行政の一環です。だから、これから仁淀川町の将来を、改革をもって、勇気を持って頑張っていたいただきたい。私も賛同するものがあります。

以上で私は終わります。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えしたいと思います。

確かに、今言われたように投資的な経費が要っております。これらをやはり有効に生かしていく、本当に大事なことだと思っております。特に若い方々に定住して、こちらに住んでいただくということが第一でございますので、今現在でも保育士さん、看護師さんとか、いろんな有資格者の方もかなり来ていただいております。そうした中で、仁淀川町に住みたいけども、やはりそういった住宅が少ないというようなことも聞いておりますので、これらに対応して、1人でも2人でも仁淀川町に住んでいただくという方向で、川口住宅についても、しっかりとこれを生かしていきたい、このように思っておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思っております。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終了します。

通告第4号、議席番号6番、西森久雄君の質問を許可します。西森久雄君。

○6番 通告番号4番、議席番号6番、西森です。

微酸性電解水生成装置についてお伺いをいたします。コロナウイルス感染予防対策として購入されたが、仁淀川町全体でどれくらい配布されたか、また、在庫等があるのではありませんか、お伺いをいたします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 西森久雄議員の微酸性電解水生成装置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、地方創生臨時交付金を活用し、消毒用の微酸性電解水生成装置を購入し、精製水を町民の皆様に配布させていただきました。本年5月27日から6月3日の6日間、本庁及び総合支所、出張所において、1人500ミリリットルを基本に、本庁で203名、池川総合支所で169名、仁淀総合支所で112名、名野川出張所で68名、長者出張所で80名の合計632名の方に配布させていただきました。

在庫につきましては、現在、消費期限のない原液が3リットルあります。原液1リットルで1トン以上の生成が可能となっておりますので、3トン以上の微酸性電解水を精製することができます。配布期間後におきましても、微酸性電解水が必要であるとの問合せに対しまして、その都度精製し、お渡ししております。

なお、地域で活動する団体や病院など、事業者の方々にも配布させていただいております。役場においても庁舎内の消毒などに利用させていただいております。

○議長 再質問はございますか。西森久雄君。

○6番 ありがとうございます。在庫が3リットル残っているということは、500ミリリットルペットボトル2回ぐらい町内に使用できるんじゃないかなというふうに思います。

また、この配布についてでございますが、前回、電解水の配布時に、本庁、両支所、事業所等に取りに来てくださいと回覧、放送がありました。町もなかなか先を見て頑張っているなというふうに思いましたが、役場に行けない方々も多かったのではないかとというふうに思います。今後は地域長、区長とも話を、お願いをして、町全体に配るようなことはできないか、総務課長、お伺いします。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 西森久雄議員の再質問にお答えをさせていただきます。

微酸性電解水の配布につきまして、地域長、区長さんと相談して、町内全体に配布ができないかというご質問でございますが、区長さんに対して、配布方法等について、マスク

の配布につきましては地区長さんのほうに配布を依頼して行ったところでございます。マスクの配布に関しましても、区長さんについてはかなりの量になりますので、かなり大変であったということで、今回の微酸性電解水につきましては、ペットボトル等を準備するとか、配布量等の重さ等もございますので、なかなか全部を配布していただくということは難しいというふうに考えております。

なお、地区によっては、区長さんのほうが、地区の方々から要望がありましたのでということで、それをまとめて電解水を取りに来られた区長様もおられますので、今後、配布できない方がありますとか、取りに来られない方に対して、また区長さんのほうとも相談させていただいて、何か方法がないか検討していきたいと考えております。

また、なお、今回の補正予算のほうに、除菌水ではないですが、除菌シートのほうを計上させていただいております。町内全体に配布できるように予算の計上をさせていただきますので、またそちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。はい。以上で西森久雄君の質問を終了します。

暫時休憩をします。

午前 11時33分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、会議中に私語がちょっと目立ちますので、慎んでください。よろしくお願ひします。

それでは、通告第5号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第5号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

質問は、特定空家等に対する措置についてであります。

私は平成22年にUターンしてまいりました。大崎中学校卒業以来、35年ぶりのふるさとの生活となります。そして、平成26年に町議に初当選しましたが、初めての選挙運動中、一番驚いたのは空き家の多さでした。

そこで、3月、6月と2回続けて一般質問したのが空き家対策の条例化でした。「倒壊の危険がある空き家に対し、撤去する対象基準の制定や、所有者への対応と撤去費の助成などを条例化してはどうか」と質問しました。それに対して町長は、「空き家の管理は所

有者の責任であることを前提に、条例化や要綱の制定について、国、県の動向にも注視し考えたい」というふうに答弁されております。

そして、翌年の平成27年に施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法を受けて、本町は平成29年に空き家等に関する条例を制定しております。本条例では、管理不全な状態にある空き家等を特定空き家等として認定し、所有者等に対し助言または指導、勧告、命令の順に適切な措置を求め、履行しない場合や見込みが見えない場合、行政代執行により強制的に撤去し、その費用を所有者から徴収できることとなっております。

近年、人が減れば空き家が増える、人口減少に反比例する形で特定空き家等に該当する倒壊の危険性が高い空き家等が増えて、地域の生活環境に悪影響を及ぼしております。特に台風シーズンのこの時期、周辺住民は強風による飛来、落下に不安を抱えていると思われます。昨日接近した台風10号のように、今年は台風が発生する海域の海面水温が異常に高く、発生すると最強クラスになるというふうに予報されております。数は少ないんですけど、まだ1か月ぐらいは警戒する必要があるようでございます。

以上のように、倒壊等、著しく保安上、危険のおそれがある特定空き家等について、1点目は、条例制定以降、特定空き家等の周辺住民から、生活環境への悪影響などについて、苦情や相談があった物件はないか。

2点目は、元居住者が死亡し、相続された場合、交渉の対象者が多くなるなど、所有者等との交渉には非常に時間を要することとなっております。その間にも危険性が増していきませんが、町長には緊急安全措置として行政代執行を行使する権限がございまして、補助金交付要綱別表第1に特定空き家等の測定基準が示されておりますが、行政代執行を行使する判断基準をどのように考えているかということでございます。

3点目は、所有者等との交渉中、倒壊等により被害が発生した場合、責任の所在は当然所有者にあるわけではございますけれども、危険性を認めた行政側にも、例えば立入禁止措置をするなどの安全対策を行っていない場合、全く責任がないとは言えないのではないかと。

4点目は、他の自治体では、行政代執行により撤去した費用が回収できないなどの問題が発生しています。ある記事によりますと、1割ぐらしか回収できてないというふうな記事もありました。この場合、行政代執行によれば、財産を差し押さえることとなります。この解体費用の徴収方法、徴収できない場合の財産の差押えなどについて、町はどのように対応するのか。

以上、周辺住民の不安を解消できるような答弁を求めます。

○議長 ただいまの質問に対して、大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員の特定空家等に対する措置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目のご質問でございますが、これまでに、地域住民や所有者などから、老朽化等が著しい空き家について、平成29年度に8件、平成30年度に16件、令和元年度に13件、合計37件の相談がございました。相談を受けた空き家の現地調査等を行い、仁淀川町空家対策協議会において協議した結果、33件が特定空家等に認定されております。

このうち、昨年度末までに27件が除却済みでございます。残り6件となっておりますが、そのうち3件については、本年度中に除去される予定となっております。残り3件でございますが、やはり先ほど質問にもありましたように、所有者あるいは親族等の関係もございまして、なかなか一挙には進まない状況でもございますが、ただ、関係者にとりましては、所有者あるいは親族におきまして、やはり取壊しをしないと、除去したいという意向は持っているようでございますけれども、問題は、仮に補助金があったとしても、やはり自己負担、これができないという、そういう相談が来ておりまして、これらについて、いろいろ指導を、今、重ねておるところでございます。

次に、2つ目のご質問でございますが、空家対策協議会で決定した特定空家等は、特別措置法の規定に基づき、所有者等に対して適切な措置を求めるため助言または指導を行い、支援策として、除去費用に対して補助金制度を設けております。

これまで、助言または指導や除却費用に対する補助金の交付は行いましたが、それ以上の措置に至った事案は起きておりません。今後、助言または指導を行った場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認める場合や、早急に除去しないと近隣に危険を及ぼす状況と判断した場合などは、条例や関係法令に基づいて、所有者に対して必要な措置を講じていかなければならないと考えておりますが、場合によっては顧問弁護士とも相談をし、行政代執行についても考えていかなければならない、そういったことにもなり得ると思っております。

次に、3番目のご質問でございますが、空き家の状態によっては、強風などにより屋根瓦や建材が飛散するおそれがあります。このような状況の特定空家の所有者等には、近隣に影響が及ばないように飛散防止等の対策を講じるよう指導に努めているところでございます。

しかしながら、これについても、相手が費用の問題からなかなかできないというような

状況もある場合には、基本的には、質問にもございましたように、所有者の責任ではございますけれども、行政としても、やはりそういった交渉経過、こういったものをしっかりと記録して、場合によっては飛散防止柵、あるいは立入禁止の柵、こういったものを考えていかなければならないことになるのではないか、このように考えております。

次に、4番目の質問でございますが、基本、行政代執行による除却は極力避けたいと考えております。そのような事態に至るまでに、所有者や関係者と、補助金の活用など、十分な協議を重ねて理解を得るよう努めております。

それでもやむを得ず行政代執行による除却や、除却費用の回収ができず、財産の差押え等を実行せざるを得ない場合には、条例や関係法令に基づいて、所有者等に対し必要な措置を講じてまいりたい、この場合にもやはり顧問弁護士にも相談をさせていただきながら取組を進めてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。藤崎源彦君。

○9番 なかなか、私が住む地域にもこういった、言わばちょっと困っている空き家があるんですけども、なかなか声に出せない周辺住民がいるんじゃないかなど。よっぽどのがない限り、役場に言うていくということは控えようという方が多いんじゃないかと思うんです。

そういう思いがありまして、今回質問を上げたわけですけども、特に空き家対策につきましては、相続登記がされてないとか、所有者の特定が困難な場合とか、例えば多数の相続人が町外に居住しているとか、いろいろ交渉が難航することがあると思うんですけども、役場の担当職員だけで今のところ対応できているのかどうか、ちょっと心配なんです、その辺の現状と、あと、対応が困難になった場合の体制についてですが、例えば再任の職員など、経験豊富な方、この再任用の職員に対して、私はある程度期待しているんですが、若手の育成とか、困難な状況下のサポートとか、そういうふうな、勤める課とか、課を超えて連携して対策に当たるとか、そういったことが考えられると思うんですが、なかなか、空き家対策において担当者だけでは対応が困難になった場合、どのようにするか、考えているか、それを再質問します。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、議員からお話ございましたように、いろんなケースがあります。本当に所有者が

もう亡くなっておるところもございますし、相続もしっかりできてないところもございます。それにほとんどの方が、空き家で、所有者は町外に出ておるケースもありまして、今現在のところは、先ほど申しあげましたように6件残っておりますが、3件は何とか今年度中にはやりたいという話が来ておりますが、残りの3件、これについても一定、話には応じていただいております。

ただ問題は、先ほど申しあげましたように、やはり自己負担がなかなかできないと。一定の補助金があっても、一定自己負担は要りますので、一応業者さんとも、いろいろ話もして、詰めていただいておりますのでございますけども、その後の残りの3件はそういう形で、なかなかすぐに取り壊すことができないという状況でございます。

地域からも、やはり区長さんなんかを通じて、何とか早急に、何とかならないだろうかという話も来ておりまして、そういう話も相手方にもさせていただいておりますけれども、まだ全く取り合わないというケースはございませんので、そこまで行っていませんが、そういったケースが出たならば、先ほど申しあげましたように、条例なりに沿って、それなりに対応していかなくてはならないと思っておりますが、やはり行政代執行とかいう事態になっても、なかなかこれは手続をきちっと踏んでいかなくちゃなりませんので、やはり顧問弁護士なんかとも相談しながら、そういう方向を考えていかなくちゃならないと思っております。

今の現在のところでは担当課、担当のほうで中心になって、今、相手方と交渉しておりますので、まだ交渉ができていないという状況ではございませんので、これは粘り強くいきたいと思っておりますが、今後は今言われたようなケースも出るかもしれませんので、その場合はやはりいろんな、県の担当部局もございまして、そういったところと相談しながら、また顧問弁護士とも相談しながら対応していきたい、このように考えております。ご理解を頂きたいと思っております。

○議長 再々質問は。藤崎源彦君。

○9番 これは僕が初めて質問した質問の中にもあることなんですけども、例えば主要幹線道路沿いにある空き家で、危険性をはらんだ空き家で、所有者と円満に交渉ができると。そしてまた、その跡地に利用価値があると。そういう場合は、交渉次第によっては、町でそれを費用で撤去して、除去して、その跡地は町有地とさせてもらおうと。そこに先ほど、いろいろ住宅とか、いろいろありますけども、今、定住住宅とか、移住者向けの住宅とか、住宅の話がいっぱい出ています。そういう跡地はある程度整備すれば、更地にすれば、割

と安く建物を建てられるんじゃないかと。

それで、初めて質問したときの内容としましては、その空き家の活用方法について、今、住宅の中心は移住者、若者というふうに目が向けられていますけども、私はどちらかというとバリアフリー化した高齢者向け住宅、需要があれば、そういったものも、空き家を活用するという方法もあるんじゃないかということで、6年前に質問しています。

特に、なぜかという、やっぱり沿道にあれば、例えば、山間部におる方が幹線道路沿いの空き家に住めるようになれば、救急の対応とか、例えば訪問診療とか医療とか、そういった面で非常に効率的にできるんじゃないかということで、この質問をしております。

そういった、6年前と今ではまた状況も変わっていますので、考え方も変わっているかもしれないと思うんですが、そういった空き家の活用法として、そういった方向にも少し考えてはどうかと思うんですが、それに対するお考えはどうでしょうか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再々質問にお答えしたいと思います。

空き家については、できるだけ活用できるものについては、移住された方とか、それからまた、先ほどありました高齢者のバリアフリー化の建物にするとか、いろんな方法があると思いますが、やはりそういった活用できる見込みがあるものについては、今回も2件ぐらい寄附を頂いております。それは改修をして活用していこうというような形でやっていますが、やはり問題になっているのは、著しく老朽化して非常に危険な状態になっている、こういう建物だと思っております。

それについて、やはり町がずっと、今言われたように土地を一定買って、それを費用に充てるとか、なかなかこれは、それをやると、全てのところがまた問題になってまいります。場所にもよりますけれども、やはりそういった、町として本当に必要な土地であれば、そういったことも考えられますが、ただ、代執行した場合に一定の除却費が要るわけですが、中には所有者が税金を滞納しておって、その補助金を受けられないケースもございます。そうなりますと、まるった自己負担になりますので、その辺りの費用との対比がどうなるかということもございますが、その辺りは1つの考え方ではあると思います。

その辺りも含めて、町としても本当に必要な土地であれば、そういうことも含めて考えていく必要はあろうかと思っておりますが、今のところそこまで、まずは所有者と気長に話をして、早期に除却ができるようにしていきたいと思っておりますが、先ほど申し上げ

たように、場合によっては滞納とかいうことがあると、そういう補助金を受けられないというケースがありますので、その辺りも含めて、内部でも検討していきたいと思っております。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了します。

通告第6号、議席番号2番、西森常晴君の質問を許可します。西森常晴君。

○2番 先月の27日に岡田良成産業建設常任委員長の指導の下、常任委員会の改良工事の現地視察をしてまいりました。私が感銘を受けましたのは、その中で長者連絡道キタヤシキ線の開設工事の現場でありました。この現場は遠い昔から地滑り地帯で、約60年前に、私が中学生のときに、社会科見学で地滑りを見た経験があります。最初に、二、三年前にこの工事の話聞いたときに、できんのかやと。地滑り地帯ですから、いろんな法の規制があったと思いますけども、見事に4,237万円の工事が2回の工事で完了していました。担当者のご努力に敬意を表したいと思えます。

私は今回の一般質問で3つの質問をしますが、執行部の方、通り一遍の答弁ではなくて、前向きな、本当にやる気の答弁を期待して始めさせていただきます。

1問目は、コロナ禍の中で行政が取るべき手だては具体的に考えているか。過疎高齢化で人口減少が進んでいる中で追い打ちをかけるように発生したコロナ禍、コロナサバイバルだが、商業、林業、農業など、国の補助金を有効利用すべきと考えるが、執行部の答弁を求めます。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。片岡産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員のご質問にお答えいたします。

国や県の補助金については、日頃より県と情報共有を行い、制度を有効に活用するよう努めております。新型コロナウイルス感染症対策への補助についても、国の制度などについて、県から情報提供などを頂き、有効に活用したいと考えております。

行政報告のほうで町長からも報告させていただきましたが、農業関係では、2月から4月に出荷した作物の、卸売市場での販売価格の減少等の影響を受けた作物に対して補助を行う高収益作物次期作支援交付金を活用するよう、町内の茶生産者に対して申請受付などを行っております。また、農作物の流通及び販売体制を維持強化するための施策としまして、JA高知県吾川茶工場の機械器具更新として、農産物集出荷施設等整備事業補助金を今議会の補正予算に計上させていただいております。

○議長 ほかに執行部、答弁ないですか。関係するところ。古味教育次長。

○古味教育次長 西森常晴議員のご質問にお答えします。

学校関係では、学校保健特別対策事業費補助金、これを活用して、各学校長の裁量で感染症対策に活用できる物品の購入費として学校保健特別対策事業500万円、そして、保育所等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金、こういったものを活用して、保育所での感染予防対策に活用できる物品の購入費として、新型コロナ緊急包括支援事業として450万円について今議会の補正予算に計上させていただいております。

以上です。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 西森常晴議員の質問にお答えさせていただきます。

企画課の関係では、今議会に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、減収している法人や個人事業主に事業の継続の支援金を交付する事業などを計上させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長 再質問、西森常晴君。

○2番 高収益作物次期作支援交付金、今回、昨日も町長に聞かせてもらいましたけども、10アール当たり5万5,000円、80件の申請があつて、42ha、2,300万円、いいことだと思います。お茶農家の方は本当に長い間ご苦労されて、コロナ禍で役場の職員のアンテナ張った成果といたしますか、敬意を表したいと思いますが、課長、お茶以外に何か考えておりますか。

○議長 産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員の再質問にお答えさせていただきます。

この支援交付金でございますけれども、農林水産省のほうから高収益作物としまして、野菜、花卉、果樹、茶が対象品目となっております。この事業が公募されましたのが6月でございます、現在、支援対象となる時期につきまして、先ほども申しましたが、2月から4月ということになっておりまして、町内でいろいろ出荷した作物等を考えてみたときに、この時点ではお茶しかございませんでした。また、これ以降、まだコロナの終息が見えておりませんので、今後、5月以降の出荷を開始した作物について、今後も国からの公募もあると思いますので、そのときはトマトとか、そういうものも対象になってくるんじゃないかと、そんなふうに考えております。

○議長 再々質問、西森常晴君。

○2番 この新聞の切り抜きは、21年前の旧吾川村時代の切り抜きです。「研修生3人内

定、農学部卒業生や看護師ら」。今、私のハウスの山の上でやっているスカイファームのトマトは、21年前に吾川村が公募した、そのときに18人から応募があり、審査の結果、3人を研修生として採用しております。その研修生は、2年間、黒森の研究圃場で月16万円の給料をもらって、そこで、山の上で立ち上げました。

このスカイファームは何年か前に雪害に遭っています。でも、彼らはこの倒壊したハウスを直して、さらにチャレンジしています。その彼らが、20年たって、結婚をして、地元で生活しながら、子育てしながらピンチになっています。どうか執行部の皆さん、コロナはまだ続きます。ぜひアンテナをしっかりと張って、取り付くものがあつたら、ぜひ彼らが長く続くように応援をしてあげてください。

○議長 執行部、答弁。産業建設課長。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員の再々質問にお答えさせていただきます。

スカイファーム、雪害等あり、ハウスの修繕、その他いろいろ、トマトの販売の下落、いろいろ問題等もございまして、町としましても、何とか今後継続して経営ができるよう、何とか新しい、新しいというか、補助制度等を活用しながら応援していきたいと考えております。

○議長 2問目、西森常晴君。

○2番 私もトマトをやっていますので、我が田に水を引くようでちょっと考えましたけども、ぜひ前向きに、私だけではありませんので、応援をよろしくお願いしたいと思います。今、私の山には、1日に30台以上の車が、トマト関係だけで上がっています。1つの産業が興っています。ぜひ議員の皆さんにもご理解をお願いしたいと思います。

2問目に行きます。町営住宅について、需要に応えられているか、現状と見通しをお聞かせください。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁。津野町民課長。

○津野町民課長 西森常晴議員の、町営住宅について需要に応えられているか、現状と見通しを聞くとのこと質問にお答えします。

本町には町営住宅、町立住宅、特定賃貸住宅などを合わせまして、212戸の公営住宅がございまして。修繕中や修繕計画中の部屋を除いて、年間を通して空き部屋も少なく、募集とのバランスもよい状態で推移しております。

9月1日現在、6部屋の公営住宅の入居者募集を行っておりますが、既に決定もしくは申請中が4件といった状況でございます。

以上申し上げましたような状況でございますが、時として入居希望者よりお問い合わせいただいた際に、空き部屋があっても修繕中でしばらくの間お待たせするといった場合もございますので、今後におきましても、修繕などを計画的に行いまして、できるだけお待たせすることのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、公営住宅の現状についてお答えします。

212戸ある公営住宅の中には、古いもので築後49年を経過した住宅が24戸ほどあります。この団地は老朽化が著しく、現在入居の募集を停止しております。

その他、町営住宅には昭和52年から昭和62年にかけて建築された築後30年以上経過した住宅が8団地、106戸ございます。うち12戸は平成25年にリフォームを完了しております。それ以外の物件は一樣に、時代の流れとともに老朽化が著しく、退去時には相応の修繕が必要となってきております。

さらに、これらの住宅の中で、1団地10戸の住宅では、いまだにトイレがくみ取式で、水洗トイレへの対応がされていない物件となっており、入居者の皆様にとって衛生的で快適な住居環境とは言い難く、ご不便をおかけしている状況でございます。

先ほど申し上げました94戸の町営住宅は建築後の経過年数とともに快適な居住環境とは言い難く、入居される住民の皆様のニーズに合わないものとなってきております。抜本的なリフォームが必要であると考えております。

公営住宅の今後の見通しでございますが、現状の部分でも申し上げましたが、本町の公営住宅は老朽化が著しく、今後、さらに同様の物件が増えてくることは言うまでもなく、これらの住宅の維持管理に将来にわたって多額の費用が必要となることを見込まれております。

人口減少、少子高齢化が進行する本町におきましても、公営住宅法の目的にありますように、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした公営住宅の確保は地方公共団体の使命でございます。財政上のバランスを図りながら、今後、改修事業に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長 再質問、西森常晴君。

○2番 最近の高知新聞の流放題で8月の月間賞が出ていました。東京圏、初の人口流出。東京都の人口が、流入よりも流出が初めて逆転をした。東京に住めなくなって、東京離れが起っています。そこで、「政治がやらないから私がやりました」と作者が言っています。その作者は新型コロナ。すごい皮肉です。政治がしないから、都市集中で山が寂れて

いく。政治がやらないから私がやりました。私どもは新型コロナに感謝をしなければなりません。このコロナの手助けを頂いて、移住促進、町が潤うことを考えていかなければなりません。

その1つは住むところです。これを言うと、またか、また西森、これかと、執行部は蕁麻疹が出るかも分かりませんが、せんだっての高知新聞です。9月8日、梶原町。2014年から移住者確保に動いている梶原町、49棟、50棟整備。移住者は現在、99世帯、202人。未成年者52人、15%。平均年齢が41.6。

そこで私が言いたいのは、前段の長者のやった課長ぐらいのパワーを出して、町民課が無理だったら、執行部の。移住促進ですよ。まず住宅がなきゃいかん。答弁をお聞かせください。

○議長 執行部の答弁を求めます。津野町民課長。

○津野町民課長 西森議員の再質問にお答えします。

昨年度、仁淀川町に移住を目的として転入された方は、人数として52名ほどおられます。今回、川口定住住宅4世帯分の予算を上げさせていただいておりますが、そのうち、推計ですけど、75%の方が単身でおられます。そういった方を受け入れる、そういった方は当然、住居を求められて来られるわけですが、先ほど申し上げましたように、94戸の住宅は非常に古くなってきておりますので、年間、僅かですけど、来年度からモデルケースを設定しまして、2戸ずつ5年間ぐらい積極的なリフォームをして、快適な町営住宅としていくような計画もしております。また、先ほどトイレがくみ取式であるといったことも答弁させていただきましたが、財政との協議も必要ですが、そういったことも水洗化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長 古味企画課長、答弁。

○古味企画課長 西森常晴議員の再質問にお答えさせていただきます。

企画課の移住定住促進事業におきまして、令和元年度から2年度への繰越事業で、池川土居地区、これは元教員住宅なんですけど、2戸4世帯入居できる住宅と、それから川口、これは寄附していただいた家なんですけど1戸、合計5戸の耐震及び改修工事を計画して、現在発注準備に入っております。

それから令和2年度、当年度ですが、川渡の元内職センターの建物を利用して、ワンルームへ住める環境を整えるようなものを6世帯、また、吾川地域の本村で寄附いた

いた1戸、計7世帯分を令和2年度の事業で計画しております。現在、令和2年度分は国への申請中でございます。

以上でございます。

○議長 再々質問、西森常晴君。

○2番 この間、森地区へ行きましたら、ある方が声をかけてくれました。「西森さん、来年の別府小の新入生は2人ぞね」と。移住する場合には、やっぱり仕事がなければなりませんし、住むところがなければなりません。ぜひご努力をお願いしたい。

例えば勝手に、名前は出さないほうがいいですか、長者のほうには大きな山があつて、その山の会社の寮がたくさん空いているんじゃないかと思うんですけど、その寮を借りるような方法も取れるのではないかと。佐川町が四電の社宅を、四電と話をして、公営の住宅にしましたよね。またそういう方法も取れるんじゃないかと、私は勝手に思うんですけど、打たん太鼓は鳴らんから、ぜひご努力をしてもらいたいと思います。

それから、はっきり言って執行部の皆さんは頭が固い部分があります。何%か固い部分がある。1つは住宅を決めるときに、何でそんなに山で平たんにこだわるんですか。私、前も議会で言うたことありますけども、執行部は右から左。記憶にないと思います。私も考えました。左京議員のように毎回、毎回、毎回、毎回、毎回やらないと聞いてもらえないのかなと。2回目です。

これは16年前の高新です。日本建築士会連合賞というのがありまして、130点の応募の中から、高知県の設計士が賞をもらっています。優秀賞が5名、奨励賞が5名、その中の1人です。傾斜地に家を建てています。傾斜が半分以上。傾斜は多いもんでしょう、こっちは。それでどうしたかという、傾斜を利用して、その裏の部分に風の道をつくって、だからいつもクーラーが、夏は効いている状態。ぜひ見に行ってくださいよ、山田の会館のほうですから。多分こういう建物がある。

昨日ちょっと、町民課長、声を荒げましたけど、まだ川口つくるときにも1棟で2世帯で、壁が。そういうのを、うちの家の近くもありますよ、傾斜に建っているすばらしい若者住宅が。そういう、頭をもう少し柔らかく考えて、自分たちが実際に住むとき、若いときにどんな家に住みたかったか、答えが出てくると思うんですよ。わざわざ集合住宅にする必要はないんですが、その点、ちょっと頭を柔らかくしてくれませんか。

○議長 執行部、答弁。津野町民課長。

○津野町民課長 西森常晴議員の再々質問にお答えします。

西森常晴議員が言われるように、本町は確かに平坦な土地は少のうございます。新聞の記事を紹介していただきましたので、そういう建築様式も今後、公営住宅にはどのように活用できるかといった部分で、私も住宅自体の例を今回初めて知りましたので、また執行部の者で現地等、研修等をさせていただいて、今後の公営住宅の参考になればと、またそのような話を持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 西森常晴君、3問目。

○2番 3問目に行きます。地域担当職員について、現状をお聞かせください。地域担当職員は合併当初に議会のほうから要望が出たところですが、現状を教えてください。

○議長 執行部、答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 西森常晴議員の地域担当職員についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、地域担当職員は、町内を20地域に区分した班体制として、1班当たり5名から6名程度の配置にしております。また、各地域を満遍なく把握してもらうため、毎年、担当地域の配置替えを行っております。

地域担当職員の主な活動としましては、毎月第1木曜日に各班2名程度の職員が交代で配付文書などを、割り当てられた地域の区長宅を訪問し、手渡ししております。その際に要望等を聞かせてもらい、担当部署において対応してもらっております。

なお、不在の場合はポスト等に投函させていただき、訪問時に区長が不在であった旨の報告をしてもらっております。また、地区までの道路状況などの異変についても報告してもらい、必要に応じて、担当部署において対応をもらっております。

以上でございます。

○議長 再質問、西森常晴君。

○2番 20地区の一覧表を見せてもらいました。これ、毎年変えているわけですね。地域の者は担当職員の顔も名前も知らないと思いますよ。

宮崎県に綾町というところがありますけど、人口7,000人で、これは日本で初めて有機をやったところで、そこの有名なのが照葉樹林。国が人工の植林を進めるときに、時の町長が、薬屋の社長だったそうですけども、それを蹴って照葉樹林を残した。今は日本一の観光地になっているわけです。そこが何をしているか。役場の職員が地域の常会には必ず参加しておる。地域の常会に役場の職員が参加しているんです。そこで吸い上げている。

課長がなったばかりで、これは言うたらペーパーでしょうね、あっさり言うて。この地域職員が町民の民意に、心に伝わってきません。こんな形式なものはやめたらどうですか。それよりもっと自主的に町民の声を聞く手だてを現実的にやる方法を考えたほうが、私はいいんじゃないかと思います。議会で言われて、しょうことなしにつくって、これはもうやめたらいいと思いますよ。

○議長 執行部、答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 西森常晴議員の再質問にお答えさせていただきます。

西森議員のおっしゃるとおりで、月1回の区長宅への配達訪問では、地域住民との関わり合いは薄いかと私も考えます。地域担当職員制度は、おっしゃいましたとおり、平成18年度から開始しておりますが、当初は戸別世帯訪問等を行っておりました。日中会えないことが多いことや、また、役場職員が訪れることを迷惑がられる方、地区の個人的な苦情を依頼されるなどのために、現在、戸別訪問は廃止しております。

○議長 ちょっと休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

古味企画課長、よろしく。

○古味企画課長 失礼しました。

地域担当職員は本来の業務に支障がない範囲での活動になると思いますが、西森議員がおっしゃられたとおり、地域との関わり合いを深めるにはと思いましたが部分では、各地で毎年行われる自主防災組織主催の防災訓練や防災学習等に参加するなども1つの方法かと思ひますし、また、新人職員や若手職員など、地域についてまだまだ知らないところもありますので、地域担当職員の業務とは別に、地域へ入る、入って知るような取組も必要かと思ひます。

以上でございます。

○議長 再々質問。

○2番 昨日、役場へ行きましたら、ちょうど役場の入り口の喫煙所のところで、若い職員がほうきで掃除をしていました。若い職員が汗をびっしょりかいてやっていました。

仁淀川町もいろいろと言われながら庁舎を完成しました。今、この新庁舎を土台にして、もう一步、今度は前を向いて町を引っ張っていかなければならない。町の方には、それを

期待します。今、町民はため息こそ出、怒りが湧いてきません。元気な町は怒りが届くわけですけど、怒りすら出にくくなっている。どうか優秀な職員の皆さん、仁淀地域振興課がやったようなエネルギーを、ぜひ将来のまちづくりに期待して終わります。ありがとうございました。

○議長 答弁は要りませんか。

○2番 要ります。

○議長 大石町長、一言、答弁。

○町長 西森常晴議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

いろいろ貴重なご意見を賜りました。本当にこれからのまちづくり、ちょうどコロナの関係もあって、地方が非常に注目されてきたときでございます。

先ほど来、質問がございましたように、住宅の問題含めて、また地域担当職員、これはやはり職員にも地域を知っていただく、そして、地域のいろんな課題とかご意見、こういったものも行政に反映していく、こういった非常に、これもうまく使えば、非常にこれはいいことだと思っております。

ただ、職員も業務をしながらのことですから、なかなか全員そろってということは難しいケースもございますが、先ほど課長のほうからもお話がございましたように、やはりいろんな地域へできる限り、防災訓練とか、例えば、あるいはそういう話がありました地域長会、区長会、そういった形で地域とのつながりをできるだけ持てるような形、こういったもので工夫をしていくことが大事だと思っておりますので、そういったことは今後検討させていただいて、進めてまいりたいと思っております。

○議長 以上で西森常晴君の質問を終わります。

通告第7号、議席番号8番、左京憲昌君の質問を許可します。左京憲昌君。

○8番 通告第7号、議席8番、左京でございます。議長の了解を頂きましたので、2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、初めて質問するようでございますが、常晴議員は大分聞いたようでございますけど、仁淀川町の大崎橋の建設についてお尋ねしたいと思っております。

まず、1個目では、仁淀川右岸、南岸地域と言われる久喜等の地区にございますが、協議の現状をお聞きしたいのですが、前は現実性が図られた段階で実施したいというお答えを頂いておりますが、その後、いかがでしょうか。

それから、2点目は、県との協議の中で令和3年度に5,000万円の測量設計等の要求を

しておるということでしたが、もうそろそろ県の予算の締めにもなるんじゃないかと思うんですが、その2点について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石町長。

○町長 左京議員の大崎橋に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

大崎橋につきましては、左京議員のほうからも再三にわたってご質問を頂いておりました、本当は私も、できればすばつとした話をさせていただきたいんですけれども、さきの6月議会でもお答えをさせていただきましたように、右岸地区への協議につきましては、もう少し現実性が図られた段階で協議を行ってまいりたいと考えております。

また、現在の予定箇所としましては、町有地内で接続するよう検討をしております。

県との協議の現状でございますが、8月4日に県の道路課と協議を行いまして、現況の取扱い方法により、事業の採択要件が様々あり、有利な補助率での採択に向け、検討している状況であります。

令和3年度に5,000万円の予備測量設計になりますけれども、これの調査委託費を概算要望しておりますが、橋梁の本設計まではまだ1年ぐらにかかるものと思っております。いずれにしても、国からの財源の確保が厳しい状況でございますので、現在の橋の機能を維持しつつ、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

非常に、これから来年度に向けた概算要求も始まるわけでございますが、ちょうど防災・減災・国土強靱化に向けた3か年の緊急対策も本年度で終わります。これをいかに継続して、中長期的に公共事業の予算をしっかりと確保できるかということが大きな課題になっておりました、これから予算確保に向けて、これから県、国に向けて要望もしていくわけでございますが、そういった中で、この大崎橋の件につきましても強く要望してまいりたいと思っておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思っております。

○議長 再質問はありますか。左京憲昌君。

○8番 その地元との協議について、現実性とは何をおっしゃっているのかということと、それから、県の概算要求はいつ大体決まるのか、時期的なものをお伺いします。

○議長 執行部、答弁。産業建設課長。

○片岡産業建設課長 左京議員の再質問にお答えさせていただきます。

地元の協議、現実性が図られた段階でございますけれども、来年度の調査設計委託、概算要望がいつ決まるか、それとの関連もございまして、まだ概算要求している段階だけで、国のほうには町としての、いうたら要望額を伝えるように、県のほうと協議して

おります。県が幾らとかじゃなくて、国からの割当てという部分になってきますので、ある程度、国の当初予算のほうがかつた段階で町への補助額等も確定してまいりますので、そういう段階で地元のほうには協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長 再々質問、左京憲昌君。

○8番 国のほうが決まってから、やれるということになってから協議するという意味で言われたのかなと勝手に理解しておりますが、国のほうは国のほう、県のほうは県のほうで、それが大体定まる時期的なものというのは、あるでしょう。例えば、国とか県とかからにしても、これはこういうふうになりそうだよという内諾的な話があったりということ、地元と何もかにも決まってからじゃないと協議をしないということではなくて、地元は地元の要望とか意見とかがあると思いますので、そこら辺りも早めに取り組むような形で対応していただけたらいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 県、国の予算動向については、先ほど課長から申し上げましたが、現在の状況は国の概算要求の締切りが9月末という話を聞いています。ただ、政権が変わりましたので、この辺りがどうなるのかなという思いを持っておりますが、大体毎年の案でいきますと、年末には国の来年度予算が決まると。それを受けて、県のほうも最終的な予算を見直しして、県も2月議会で予算が決まると、こういうことになります。

それから、最終的には、今度、予算の配分額という、これは国からいただいた中でまた検討して、どういう配分をしていくかということがあると思いますので、これは来年度に向けての予備設計になりますけれども、これに向けて、絶えず県のほう、あるいは国のほうにも要望していかなくてはならないと思っております。

今お話がございましたように、ある程度の、場合によっては早めにルート等についての地元説明をまずして、細かい話は後の予備設計と併せていかなくてはならないと思っておりますが、大体こういう案でいきたいというような話から、地元との、なかなかコロナの関係もあって全員が集まるというわけにはならないかもしれませんが、区長さん方に集まっただいて、まずそういう話をしていくということも併せて取り組んでいく必要があるかなと思っております。

○議長 次、2問目行きますか。左京憲昌君。

○8番 2問目に入る前に、私の誤字がございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。「先決処分」ということで、先に決まるという文字を間違えて出しておりました。

て、正しくは専ら、専門の専を使った「専決」に修正をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、2問目の質問につきましては3点の切り口からお聞きしたいと思いますが、現在、仁淀川町には貸付金等による債権の現在高がどのような状況なのか、いかほどなのか、それから返済の状況をお尋ねしたい。

それから2点目は、仁淀川町中小企業等協業化推進資金貸付金条例、以下は貸付金条例と言わせてもらいますが、第5条の規定によると延長のただし書がありますが、償還期間は5年で、さらに一括払いを原則とするものであるということですが、当初の5年間はどう経過しているんじゃないかなと思いますが、先輩議員に聞きましても、議会のほうで執行部から説明があって云々というようなことはあんまり記憶にないというようなことでございましたが、そこら辺り、執行部としては、経過が十分に議会にも説明され、承認されているという認識でおいでなのかどうかをお尋ねしたい。

それから3点目ですが、町長は、債権の保全や取立てに必要な措置を取るのが、これはごく当然のことと思いますが、貸付金条例に関して専決処分の規定もないと。これは議会と無関係に、全ての責任を執行部が負うから関係ないよという意味で、こういうことになっておるのか。それは一応、専決処分は、私の理解が間違えていたら訂正をさせていただきますが、議会の委任による町長の専決処分の方法、それから、議会の議決に付すべき契約等の専決の条例。この2つのどれにも、このことについて、貸付金条例等についての専決処分の条文が含まれているように思いますが、ここら辺りはどういう感じになっておるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 ただいまの左京議員の貸付金に係る債権についてのご質問にお答えいたします。

まず、貸付金に係る債権の現在高と返済状況についてお答えいたします。

歳入歳出決算書にもありますように、財産に関する調書の中にございますけれども、現在、町が保有する貸付金に係る債権は、平成23年度に仁淀川林産協同組合に8,000万円を貸し付けた中小企業等協業化推進資金貸付金がございます。その債権現在高は、これまでに償還されました1,260万円を差し引いた6,740万円となっております。

なお、この現在高につきましては、歳入歳出決算書の末尾につけております財産に関する調書の233ページにございます。

なお、1,260万円を償還いただいておりますけども、これまでの償還状況でございますが、平成29年度に460万円、そして平成30年度に400万円、また令和元年度に400万円ということになっております。

次に、この貸付金に係ります議決執行及び報告等についてご説明申し上げます。

この貸付けは平成23年度に議決されました仁淀川町中小企業等協業化推進資金貸付金条例及び同年度の歳入歳出予算に基づき、平成23年度に8,000万円の貸付けを実行したものでございます。

その後、条例の中に規定がございます、「貸付金の償還期間は5年以内とする。ただし、償還期間を延長することができるものとする」との規定に基づきまして、償還期間を令和3年度まで5年延長しております。

債権の状況につきましては、毎年度、歳入歳出予算を議会の認定に付するに当たりまして、財産に関する調書に記載し、議会に提出しておるところでございます。ただ、議員のご質問にございましたように、事細かくこの点についてのご報告はしてないというのが現状でございます。

最後に、責任の所在についてのお尋ねにお答えいたします。

地方公共団体の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務を自らの判断と責任において執行する義務があり、当然、債権の保全等につきましても、法令にのっとり必要な措置を取らなければならないというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長 再質問はありますか。左京憲昌君。

○8番 私が述べたように、おおむね今、副町長から答えていただいたのは、そうじゃないかなとは思っておりましたが、ちなみに、これ、先ほど副町長も言われた、私も言っていました、仁淀川町中小企業等協業化推進資金貸付金条例、これは平成23年の9月15日と私が印刷したらなっています。これ、公示の日なのか、議決の日なのか、私の知る余地ではないんですが、それで条例が12号となっていますが、この中にも、もちろん町長の判断で云々というくだりは書いてあるわけですが、この条例をつくって、今は延期してるだけの状態ですね。減額をしたりしている状態ではないですよ。これが仮定の話では返事がないかも分かりませんが、仮に減額しなくちゃいけないとかですよ、そういう免除しなくちゃいけないというようなレベルになったときに、これは執行部だけの判断でできるものなのか、議会も議決を必要とするものなのか、その考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 左京議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、今までに減額はないのかということでございますけれども、条例上、災害等の事案でやむを得ない場合には減額することができるという規定もございます。ただ、現在の段階では減額等はいたしておりません。単に償還期間を延長しております。

そして、後段のご質問でございますけれども、この減額をする場合に、議会に諮らなければならないのか、諮るのかということでございますが、条例上は町長の執行権上のことでございますので、議案として提案するようなことはございません。ただ、その状況等については、また逐一報告はしていかなければならないというふうに考えております。

○議長 再々質問ありますか。左京憲昌君。

○8番 たまたま、この件と同一かと言われると、こちらも判断しかねるんですが、同じようなものをネットで探していきますと、こういう件については、事前に専決の委任を議会から受けておるとかということがなければ、その段階になって議会の承認を得なくちゃいけない、手続が複雑になるよというようなくだりの文面も出てまいります。そういうことからすると、先ほど申し上げました条例の中に、議会の承認を得て、町長はこういう減免であるとか、延長であるとか、そういうことができるというくだりを記載して、明確にしておかれたらいかがでしょうか。

以上です。

○議長 執行部、答弁。

○副町長 この件に関しまして、債権の取立て等との関連性もございますが、まず、専決処分というものは、緊急を要する場合とか、議会から委任を受けたものについて、議会にかけずにできるものということになっております。

ただ、基本的なことでございますけれども、条例と予算の議決を頂いたものを執行するのは、執行機関の執行権というか、執行機関の長の執行権でございますので、一定、それに基づいて執行してまいっておるところでございます。

専決処分ということには、現在の条例の中ではなっておりませんので、今お話がございましたように、その条例改正をすれば、そういうことになろうかと思いますが、ただ一方で、貸付金の債権につきましては、地方自治法の施行令などでも、貸付金債権に係っては、やむを得ない場合には債権放棄をすることができるというふうなこともございますので、それとの関連性も含めながら、今後検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 以上で左京憲昌君の質問を終了します。

本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

午後 2時15分 散会

